

環境労務委員会

開催 平成 28年 6月 20日 (月)

1. ストレスチェックの義務化 (平成 27年 12月施行)

- ・労働者数 50人以上の事業場は、今年の 11月までに毎年全社員のストレスチェックを行うことが義務付けられています。
- ・ストレスチェックは従業員に強制することはできないが、受けるように勧める義務があり、面接指導の実施状況を労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。
- ・ストレスチェックの結果は、第三者や人事権を持つ職員が内容を見ることのできないよう、鍵のかかった場所に厳重に保管しなければなりません。
- ・結果は産業医より本人に直接面接指導し、事業者は労働者の不利益にならないよう待遇の改善を行い、プライバシーの保護を厳重にしなければなりません。

2. 無期限転換ルール

- ・平成 30年度の実施に向け、対応の準備を厚生労働省が促しています。
- ・アルバイト、パートなどの有期労働者が、5年を超えた時に無期労働契約を主張すると事業者は受け入れを拒否できません。正社員にする必要はありません。
- ・5年をめどに残す社員を選択する必要があります。
- ・特例 (都道府県労働局長の認定が必要)
 - 専門的知識等を持つ有期雇用労働者
 - 一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間 (上限：10年)
 - 定年後引き続き雇用される有期雇用労働者
 - 定年後引き続き雇用されている期間

3. G P 資機材認定制度

- ・環境に配慮した G P マークの星 (一つから三つ) がついた資機材をなるべく使うようにしましょう。

4. リスクアセスメント (平成 28年 6月 1日施行)

- ・大阪の校正業者が起こした胆管がん問題に対し、国による協会健保及び印刷健保のレセプト調査では印刷業の胆管がん発症の有意性は確認できませんでした。
- ・産衛学会によるオフセット印刷工程の発がん性物質指定は削除されました。
- ・しかし国はその他の化学物質 (640物質) に対しての危険性、有害性の調査 (リスクアセスメント) の実施を事業者へ義務づけました。
- ・使用している化学物質の危険性の把握と、被害軽減の検討、措置の実施、結果の労働者への周知が義務となります。

5. G P (グリーンプリンティング) 認定制度

- ・第 4期 GP工場認定申請募集 (平成 28年 8月中旬予定 / 9月認定)
- ・第 42期 GP工場認定申請募集 (平成 28年 11月中旬予定 / 12月認定)
- ・第 43期 GP工場認定申請募集 (平成 29年 2月中旬予定 / 3月認定)

6. インターネットを活用した ISO14001取得支援 (環境経営印刷ネットワーク)

- ・全印工連主催で、インターネットを活用した ISO14001をいかに早く、簡単に、安く取得するかを支援するシステムです。日本の印刷の 4頁に詳しい内容が載っています。